

令和4年度 南大隅町議会定例会6月会議 会議録（第3号）

招集年月日 令和 4年 4月 4日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 4年 4月 4日

開 議 令和 4年 6月22日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 11番 大坪満寿子君

会議録署名議員：（7番）津崎 淳子 君 （8番）平瀬 十助 君

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君
 （書記）土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中村喜寿君
副 町 長	不 在	経 済 課 長	新保哲郎君
教 育 長	山崎洋一君	教育振興課長	浜田幸夫君
総務課長	熊之細等君	税 務 課 長	畦地明浩君
支 所 長	坂口達郎君	建 設 課 長	欠 席
会 計 管 理 者	黒江鳴美君	建設課技術統括監	竹野広美君
企 画 課 長	相羽康德君	町民保健課長	上大川秋広君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
		総務課係長	原 琢 磨 君

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和 4年 6月22日 午前10時37分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 1 陳情第 1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する
意見書の提出を求める陳情について

(質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 7号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算(第2号)
について

日程第 3 議案第 8号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予
算(第1号)について

日程第 4 議案第 9号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算(第1
号)について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 5 議案第10号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算(第3号)
について

日程第 6 同意第 3号 南大隅町副町長の選任について同意を求める件

日程第 7 発意第 1号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則の
制定について

日程第 8 発意第 2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する
意見書について

日程第 9 議員派遣について

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから本会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について

議長（松元勇治君）

日程第1 陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 津崎 淳子 さん 登壇]

総務民生常任委員長（津崎淳子さん）

ただいま議題となりました陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、海事振興連盟、

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

10 : 08

～

10 : 09

議長（松元勇治君）

再開します。

総務民生常任委員長（津崎淳子さん）

失礼いたしました。

ただいま議題となりました、陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、海事振興連盟 会長 衛藤征士郎氏から提出され、6月15日の本会議において、総務民生常任委員会に付託されたもので、去る6月15日に審査を行い終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

海の日は、平成7年に制定され、世界の海洋秩序を定め、我が国の排他的経済水域、200海里の根拠となる国際海洋法条約が我が国において発効した、平成8年7月20日から施行されています。

また、平成19年7月20日は海洋基本法が施行され、新たな海洋立国を目指すこと

を宣言した日とされているなど、7月20日は海洋にまつわる様々な行事、イベントが集中している日となっています。

また、四面を海に囲まれている我が国にとって、海からの大きな恩恵や、様々な影響も受けており、現在7月の第3日曜日とされている「海の日」を7月20日に固定することで、国民に海の大切さを理解させ、海事の様々な事案に対し、機運を盛り上げていくことは、重要であるという観点から、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については願意は妥当で充分理解できるため、本陳情は採択とし、内閣総理大臣へ意見書を提出すべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、採択と決定しました。

以上で、総務民生常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（松元勇治君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第1号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

▼ 日程第2 議案第7号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）について

議長（松元勇治君）

日程第2 議案第7号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第3 議案第8号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（松元勇治君）

日程第3 議案第8号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和4年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）
については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第9号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（松元勇治君）

日程第4 議案第9号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）について

てを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（石畑博君）

ありません。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和4年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第10号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）について

議長（松元勇治君）

日程第5 議案第10号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案の理由を説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第10号は、令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2百33万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7千5百81万8千円とするものであります。

歳出予算は、佐多支所電話設備備品購入事業と、参議院議員通常選挙に係る経費を計上し、歳入予算では、県支出金と繰入金をそれぞれ計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（熊之細等君）

それでは、議案第10号 一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、歳入から主なものをご説明いたします。6ページをお開きください。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金36万1千円は、7月10日執行の参議院議員通常選挙に伴う公営ポスター掲示場の掲示板増設に係る財源として計上いたしました。

続いて、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1百97万1千円は、今回の補正に係る財源調整として計上いたしました。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費1百97万1千円は、佐多支所の電話設備の入れ替えに係る備品購入として。

続いて、同款4項選挙費、4目参議院議員選挙費36万1千円は、先ほど申し上げた参議院議員通常選挙に伴うポスター掲示板の増設に係る備品借り上げ料でございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番（大村明雄君）

参議院選挙費の36万1千円、今日計上するに至った経緯を。

総務課長（熊之細等君）

参議院の立候補者の数が最初ポスター掲示板が6枠でありましたので、それで対応できるということで考えておりましたけれども、そのあと候補者が増加することもありまして、県の選管等の情報も収集しながら、同じ備品借上料の中の節内の借上料を一部活用しまして、現在設置が終わったところでございます。

今回、その部分について同じ節内でもあったものですから、今回予算計上して節内流用を戻すことを想定して今回の予算計上をしたところでございます。

（「・・・（音声不明瞭）。」との声あり。）

総務課長（熊之細等君）

今回、節内流用で対応をしましたが、議会の会期中もありましたので、予算の計上の仕方がちょっとまずかったと思います。

今後、気をつけていきたいと考えております。

議長（松元勇治君）

よろしいですか。

次、他に質疑はございませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

よろしいですか。

では、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和4年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 同意第3号 南大隅町副町長の選任について同意を求める件

議長（松元勇治君）

日程第6 同意第3号 南大隅町副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第3号は、南大隅町副町長の選任について同意を求める件についてであります。

本件は、南大隅町の副町長として、竹野洋一氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のうえ、ご同意ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番（森田重義君）

今この6月議会最終本会議での提出というそのタイミングの理由というものを聞かせいただけますか。

町長（石畑博君）

これまで色々ご心配をいただきまして大変ありがとうございました。

私、就任いたしましたからちょうどコロナ禍でございまして、私自身も外に出る機会もあんまりなかったことから、その中でも津崎議員のご質問にも然るべきという部分でお答えしたんですけれども、そういった中で、事務を進めていく中で、タイミング的にたまたま今回になったということでございますけれども、7月・8月今後の色んな日程等を鑑みた時に、やはり、台風・災害等そういった時期の避難対応等のやはり責任ある所在がないといけないということも含めまして、今回こうしてお願いした経緯でございます。よろしく願いいたします。

10番（幸福恵吾君）

副町長の選任にあたってですが、提案された人材については、役場OBであり、様々な課を経験し、町の状況に精通した人材であり、町長のサポートをするにあたっては適任であると感じております。

ただ、他の自治体では副町長にあたるポジションに国や県への強いコネクションを持った人材であったりとか、あと、民間出身であり、民間の視点から新しい風を吹き込むような方を登用している自治体もあると思います。

そういった中、我が町も様々な課題に直面している中で、色々な事業であったり町政についても変わらなきゃいけないものというのがあったり、あと新しい取り組みをしていかなきゃいけないところがあると思います。

そういった中で、今後、町長・副町長含めて新しい執行部のほうで、地域や職員からの意見を柔軟に取り入れて、そして、検討していく姿勢・体制づくりを目指していただきたいと思っておりますが、町長どうでしょうか。

町長（石畑博君）

選任につきましても、私なりに熟慮した結果で今回提案させていただきました。

色んな考え方もございまして、国・県からの派遣も一応考えました。

それも含めて、職員OB、そしてまた、今おっしゃった地域からの提案ということも考えたんですけども、高齢化率が50を超えた中の本町におきまして色んな課題も山積している中で、地理的条件、南大隅町の全体の地理的な条件、そしてまた、これまでの行政経験から人として色んな方々を知っていること等を考えた時に、相談、色んなことを進めるにあたっては、副町長が今の職員のOBでございましてけれども私なりに考えた結果で適任ということでございますので、今おっしゃられたような形で、職員へのアドバイス、そういった部分については、私のほうからもそういった対応に心がける旨で、新たな副町長として任命していただいた際には、そういった指導をしていきたいというふうに考えます。

議長（松元勇治君）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、同意第3号 南大隅町副町長の選任についてを同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件は、同意することに賛成の方は、起立を願います。

起 立 多 数

起立者：1番 後藤議員、3番 日高議員、5番 浪瀬議員、
6番 上之園議員、7番 津崎議員、8番 平瀬議員、
9番 大村議員、10番 幸福議員、11番 木佐貫議員、

議長（松元勇治君）

起立多数です。
したがって、同意第3号 南大隅町副町長の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

▼ 日程第7 発委第1号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（松元勇治君）

日程第7 発委第1号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

[議会運営委員長 津崎 淳子 さん 登壇]

議会運営委員長（津崎淳子さん）

ただいま議題となりました、発委第1号は、南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件は、ペーパーレス会議システム導入を控え、議員及び関係執行機関の職員が、議場内で情報機器端末を使うことができるようにするためです。

会議規則第99条（携帯品）の次に、第99条の2（議場における情報端末機器の使用）とし、議員は、端末機器（議会が貸与する端末に限る。）を会議に使用することができる。

2項 前項の規定は、町長その他執行機関の職員及び事務局職員について準用する。この場合において、第1項中「議会が貸与する端末」とあるのは、「議長が認める端末」と読み替えるものとする。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、発委第1号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第8 発委第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書について

議長（松元勇治君）

日程第8 発委第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

[総務民生常任委員長 津崎 淳子 さん 登壇]

総務民生常任委員長（津崎淳子さん）

発委第2号は、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の提出についてであります。

本件は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化し、海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いをはせる機会とするため、意見書の提出について提案するものです。よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、発委第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第9 議員派遣の件

議長（松元勇治君）

日程第9 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

6月の会議において議決されました、議案等の事項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全部の日程を終了しました。ここで、町長からの発言を求められていませんので、これを許可します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

令和4年度6月会議を閉会されるにあたり、一言お礼申し上げます。

6月15日から本日まで8日間の日程でありましたが、一般会計補正予算をはじめ、お願いいたしました議案につきまして、全て原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

一般質問におきましては、7名の議員の方々から、観光振興策、学校給食、介護労働者の確保、女性活躍推進、地域福祉、地域の防犯体制、教育環境、そして馬毛島基地の件、子育て支援、佐多地区の義務教育環境など、多くのご質問をいただき、今後における振興策が議論されたところでございます。

それぞれの立場から前向きにご意見を数多く賜りましたので、今後の行政推進に反映させていただきたいと考えます。

そして、小さな町だからこそ、実現可能な隅々まで行き届く、きめ細かい事業を推進し、高齢化の町における居住環境の改善に早急に取り組み、引き続き、町民の皆様喜んでいただける町づくりを目指してまいりたいと考えております。

町政推進に対する議員各位の変わらないご指導、ご支援を賜り、議会との両輪で行政対応にスピード感を持って取り組んでまいります。

また、本議会におきましては、空席でありました副町長の選任についてもご理解を賜り、可決いただき、衷心より感謝申し上げます。

今後とも、議員各位が益々ご健勝で、本町発展のためご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、6月会議終了のお礼といたします。ありがとうございました。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上をもちまして、令和4年度南大隅町議会定例会6月会議を散会します。

散 会 : 令和4年 6月22日 午前10時37分